平成２５年（フ）第５２号
宮城県白石市白川津田字上川原58番地の１
破産者　株式会社北白川製作所
１　決定年月日　平成26年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第４１号
千葉県茂原市長清水77番地
破産者　齊藤　寿雄
１　決定年月日　平成26年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２６年（フ）第５５号
千葉県いすみ市日在2166番地13
破産者　南部　國男
１　決定年月日　平成26年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２５年（フ）第１７１号
長野県上田市下丸子285番地１
破産者　株式会社小宮山建築設計事務所
１　決定年月日　平成26年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２５年（フ）第４６６号
静岡県島田市新田町8550番地
破産者　有限会社味のれん
１　決定年月日　平成26年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８８号
静岡県藤枝市中藪田809番地
破産者　株式会社セイトク
１　決定年月日　平成26年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６４６号
京都府京田辺市河原御影30番27　２階、商業登記簿上の本店所在地京都府京田辺市河原北口21番地１　エクセルハイツ新田辺１階
破産者　有限会社未来学園
１　決定年月日　平成26年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第９８号
岡山県倉敷市玉島乙島6637番地１
破産者　有限会社太電工業
１　決定年月日　平成26年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第８号
栃木県那須塩原市豊浦10番地564
破産者　有限会社三森建築事務所
１　決定年月日　平成26年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２６年（フ）第１２６１号
横浜市南区新川町１丁目１番地
破産者　株式会社新日本ハウジングプラザ
１　決定年月日　平成26年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４３号
岐阜県瑞穂市本田631番１、商業登記簿上の本店所在地岐阜県下呂市小坂町坂下595番地の１
破産者　池畑幸夢店株式会社
１　決定年月日　平成26年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４１８号
岐阜県山県市洞田322番地
破産者　村居養鶏場こと　村居　敏彦
１　決定年月日　平成26年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

破産手続終結

平成２６年（フ）第１６８号
静岡市駿河区東新田619番地
破産者　池ケ谷石油株式会社
１　決定年月日　平成26年10月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３５号
群馬県藤岡市中987番地
破産者　株式会社フジ・ビルヂング
１　決定年月日　平成26年10月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第５号
最後の住所三重県名張市つつじが丘北９番町223番地
破産者　被相続人亡車谷一男相続財産
１　決定年月日　平成26年10月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１１６３号
神戸市中央区京町79番地日本ビルヂング514号
破産者　有限会社エムツーホーム
１　決定年月日　平成26年10月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１２号
静岡県富士市比奈475番地の７
破産者　紅林運送有限会社
１　決定年月日　平成26年10月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第１４６４号
京都市西京区大原野南春日町235番地
破産者　株式会社竹内木材
１　決定年月日　平成26年10月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第６５号
和歌山市東仲間町１丁目48番地
破産者　有限会社殿村金物店
１　決定年月日　平成26年10月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１７７５２・１７００４号
東京都千代田区三番町１―６　ルグラン三番701、開始決定時の住所栃木県那須塩原市埼玉６番地1142
破産者　三ケ尻久美子（旧姓増渕）
１　決定年月日　平成26年10月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部